

平成 30 年 4 月 1 日制定

令和 5 年 4 月 1 日改正

## UPKI 証明書発行サービスルール

### ● 利用要件

- 本サービスで発行する証明書は、サーバ証明書とクライアント証明書（以下「証明書」という。）とする。
- 証明書発行の申請者は、本学の常勤の役員及び職員（以下「常勤職員」という。）であること。
- サーバ証明書発行対象サーバは、「仮想サーバホスティングサービス利用申請書」若しくは「外部公開用 Web サーバ利用申請書」（五福・高岡）、「杉谷キャンパス LAN ウェブサーバ設置申請書」（杉谷）によりサーバの登録を申請済みであり、「u-toyama.ac.jp」ドメインに属していること。また、同サーバの IP アドレスが、センターが管理している IP アドレスであること。
- センターが運用している共同利用サーバ（www3, www4, www5）には、サーバ証明書は導入できない。
- クライアント証明書発行対象パソコンは、本学における教育・研究・大学運営を目的とした業務に使用しているもので、本学が所有している大学資産の機器であること。

### ● 手続き

- 証明書の発行を希望する方は、申請書（サーバ証明書の場合は「富山大学総合情報基盤センターUPKI サーバ証明書発行申請書」、クライアント証明書の場合は「富山大学総合情報基盤センターUPKI クライアント証明書発行申請書」）を各キャンパスの窓口に提出してください。その際、申請者本人が本学の常勤職員であることの確認が必要になりますので、本学発行の身分証明書を提示してください（代理申請は認めません）。身分証明書を持たない申請者は、本申請の前に、職員支援室（五福・高岡）、杉谷地区事務部総務課職員支援室（杉谷）で身分証明書の発行手続きをお願いします。
- 証明書の申請は、新規発行/更新/変更/失効の何れも同様の手続きが必要になります。
- TSV ファイルは、申請者がセンターの UPKI 証明書発行担当（upki@itc.u-toyama.ac.jp）まで送付してください。申請者以外の方からの送付は認めません。
- 現在のところ、本サービスの利用に伴う費用負担はありません。
- 証明書の新規発行/更新/変更/失効の具体的な手続き方法については、[総合情報基盤センターTOP ページ]→[サービス一覧]→[UPKI 証明書発行サービス]でご確認ください。

- 注意事項

- 発行する証明書は、OV (Organization Validation) になります。
- センターでは、申請者から送付された TSV ファイルを基に国立情報学研究所に対して証明書の新規発行/更新/変更/失効の申請を行います。TSV ファイルの内容が不適切だと、申請した手続きが行われません。その場合は、申請者に通知しますので、正しい内容の TSV ファイルを作成し直し、再度提出してください。
- センターは、CSR 及び TSV ファイルの作成代行・マニュアルに記載されている事項に関する質問への回答・発行された証明書のインストール作業等には一切対応しません。申請者又はサーバ管理者、パソコンの管理者ご自身で解決してください。また、不適切な TSV ファイルの送付が複数回連続し、その原因がマニュアルの読解不足によるものと判断した場合には、申請をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。
- 国立情報学研究所の UPKI 電子証明書発行サービスが終了した場合には、本サービスも終了します。

- その他

- 本ルールに定めのないものについては、別途協議を行うこととします。